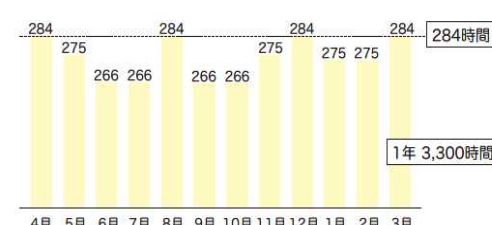
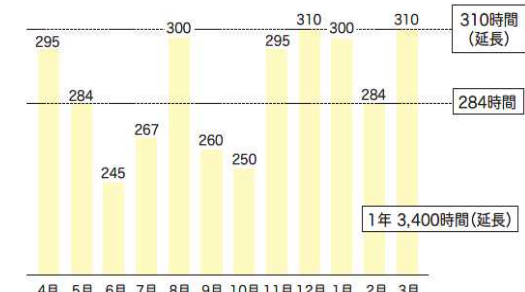
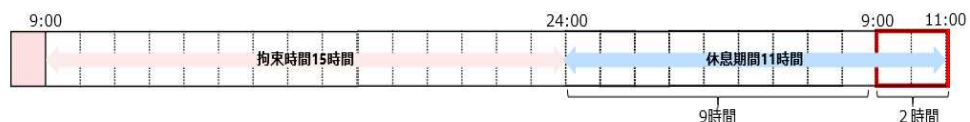


### 3 トラック運転者の拘束時間等（第4条関係）

番号	質問内容																																																								
3-1	<p>(Q) 労使協定を締結しない場合、1か月の拘束時間を284時間以内としても、1年3,300時間を超えることは認められないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 1か月の拘束時間を全て上限値（284時間×12か月）とすると、年の拘束時間が3,300時間を超えるため、認められません。</p> <p>(図)【原則】1年及び1か月の拘束時間</p>  <table border="1"> <caption>【原則】1年及び1か月の拘束時間</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>拘束時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>284</td></tr> <tr><td>5月</td><td>275</td></tr> <tr><td>6月</td><td>266</td></tr> <tr><td>7月</td><td>266</td></tr> <tr><td>8月</td><td>284</td></tr> <tr><td>9月</td><td>266</td></tr> <tr><td>10月</td><td>266</td></tr> <tr><td>11月</td><td>275</td></tr> <tr><td>12月</td><td>284</td></tr> <tr><td>1月</td><td>275</td></tr> <tr><td>2月</td><td>275</td></tr> <tr><td>3月</td><td>284</td></tr> <tr><td>1年合計</td><td>3,300時間</td></tr> </tbody> </table> <p>(図)【例外】1年及び1か月の拘束時間</p>  <table border="1"> <caption>【例外】1年及び1か月の拘束時間</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>拘束時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>295</td></tr> <tr><td>5月</td><td>284</td></tr> <tr><td>6月</td><td>245</td></tr> <tr><td>7月</td><td>267</td></tr> <tr><td>8月</td><td>300</td></tr> <tr><td>9月</td><td>260</td></tr> <tr><td>10月</td><td>250</td></tr> <tr><td>11月</td><td>295</td></tr> <tr><td>12月</td><td>310</td></tr> <tr><td>1月</td><td>300</td></tr> <tr><td>2月</td><td>284</td></tr> <tr><td>3月</td><td>310</td></tr> <tr><td>1年合計</td><td>3,400時間(延長)</td></tr> </tbody> </table>	月	拘束時間	4月	284	5月	275	6月	266	7月	266	8月	284	9月	266	10月	266	11月	275	12月	284	1月	275	2月	275	3月	284	1年合計	3,300時間	月	拘束時間	4月	295	5月	284	6月	245	7月	267	8月	300	9月	260	10月	250	11月	295	12月	310	1月	300	2月	284	3月	310	1年合計	3,400時間(延長)
月	拘束時間																																																								
4月	284																																																								
5月	275																																																								
6月	266																																																								
7月	266																																																								
8月	284																																																								
9月	266																																																								
10月	266																																																								
11月	275																																																								
12月	284																																																								
1月	275																																																								
2月	275																																																								
3月	284																																																								
1年合計	3,300時間																																																								
月	拘束時間																																																								
4月	295																																																								
5月	284																																																								
6月	245																																																								
7月	267																																																								
8月	300																																																								
9月	260																																																								
10月	250																																																								
11月	295																																																								
12月	310																																																								
1月	300																																																								
2月	284																																																								
3月	310																																																								
1年合計	3,400時間(延長)																																																								
3-1-2	<p>(Q) トラック運転者の1か月及び1年の拘束時間の延長について、毎年4月1日から翌年3月31日までを有効期間とする労使協定を締結する場合、当該労使協定において、1月、2月、3月の1か月の拘束時間について、3か月連続して284時間を超えて310時間まで延長した後、翌年度となる4月以降の労使協定を締結して、4月についても1か月284時間を超えて拘束時間を延長することは認められるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 1か月の拘束時間については、これを労使協定により延長する場合においても、284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとされています。これは、拘束時間の長い勤務が長期間連続して行われることによる疲労の蓄積を防ぐ観点から設けられたものであり、当該連続する期間が労使協定の期間内であるか否かにかかわらずのものです。</p> <p>したがって、設問の場合であっても、4月の拘束時間について1か月284時間を超えて延長することは認められません。</p>																																																								
3-2	<p>(Q) 1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超えて与えることは可能ですか。1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。</p> <hr/>																																																								

(A) 休息期間について、始業時刻から起算して 24 時間以内に終了するよう与える必要はありません。

例えば、9 時始業の場合、拘束時間の上限は 15 時間（宿泊を伴う長距離貨物運送の場合を除く。）なので、24 時までには終業する必要がありますが、その後の休息期間は「継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし 9 時間を下回らない」時間であればよく、9 時間を超えて休息期間を与えたことによって、1 日の始業時刻から起算して 24 時間以内に 11 時間の休息期間を収める必要はありません。



一方、拘束時間の計算に当たっては、1 日の始業時刻から起算して 24 時間以内に、1 日の拘束時間が上限を超えていないことを確認することが必要です。

また、休息期間の計算に当たっては、終業後に 1 日の休息期間や特例等で定める休息期間が確保されているか確認することが必要です。

3-3

(Q) 施行通達記第 2 の 4 (2) に「1 週間における拘束時間が全て長距離貨物運送で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合」とありますが、

- ① 1 週間は任意に定めても良いのでしょうか。
- ② 「一の運行」とは、往復を指すのでしょうか。また、例えば、トラック運転者が A 社東京営業所を出庫して、A 社神奈川営業所に帰庫する場合、「一の運行」と認められるのでしょうか。
- ③ また、「住所地」とは自宅以外の場所は認められないのでしょうか。（例：実家など）

(A)

- ① 事業場の就業規則や労使協定等で定めた期間の初日が、「1 週間」の起算日となります。
- ② 「一の運行」とは、トラック運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいいます。よって、例えば、神奈川営業所（所属）→東京営業所→千葉営業所→神奈川営業所（所属）と、所属の神奈川営業所を出庫し、営業所を経由して、所属の神奈川営業所に帰庫する場合、神奈川営業所に帰庫するまでは「一の運行」とはなりません。
- ③ 「住所地」とは、現住所のみならず、その者の生活の本拠地も対象